

令和2年度 旭川市立緑新小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、「いじめは絶対に許されない行為である」という全教職員の共通理解のもと、いじめを受けている子がいた場合には最後まで守り抜くこと、いじめをしている子がいた場合には、行為を許さない毅然とした態度で指導することの徹底を図り、いじめ根絶に向けて防止と対処に努めてきている。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切だと考える。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ防止対策推進委員会」を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識する。

その上で、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意する。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 通信機器やSNS等で、誹謗中傷や不快なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要である。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童間の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みや失敗を嘲笑したり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感1や自己肯定感2の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止対策推進委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

本校では、これまでの取組の成果により、明らかに「いじめ」であると認知されるような事案は、現時点では発生していない。しかしながら、児童間における些細なトラブル、誹謗・中傷、わがままな言動なども、「いじめ」に発展する可能性があるものにとらえ、軽視せず、単独で対処しないことを全職員で確認している。この組織的な対応は、現状を看過することなく継続していく。

また、未然防止の指導として、特別の教科 道徳、特別活動、各教科、生徒指導において、くまなく行うことが重要である。そして、人権教育やインクルーシブ教育の理念に基づく学校経営を基盤とし、一人一人の児童の心に染みる未然防止の指導を継続的に取り組んでいく。

今年度の目標としては、いじめに関するアンケート調査において「いじめはどんな理由があっても許されることではない」に対する肯定的な回答100%を目標とする。また、認知件数を客観的な根拠に基づいて把握し、状況が深刻化することを前提とした迅速な対応によっていじめを起因とする児童の学校生活や心身の健康に影響を及ぼすような事態が起こらないよう万全を期する。

2 児童が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 生活・学習 Act サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ防止対策推進委員会を設置する。

ア 設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

イ 設置の留意事項

- 次のことを踏まえて、学校いじめ防止対策推進委員会を構成する。
 - ・ 自校の複数の教職員により構成する。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加える。
 - ・ 「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、少年団等課外活動指導に関わる教職員等から、学校

の実情に応じて決定する。

- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とする。

○ 次のことを踏まえて、学校いじめ防止対策推進委員会の体制を整備する。

- ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
- ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策推進委員会に報告を行わないことは、法規に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と緊急時の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 学校いじめ防止対策推進委員会の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。また、児童に対して傍観者とならず、学校いじめ防止対策推進委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

具体的には、いじめの防止のため、次の取組を進める。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ防止対策推進委員会の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

具体的には、いじめの早期発見のため、次の取組を進める。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ防止対策推進委員会において情報を共有し、組織的に対応する。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

具体的には、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。
- いじめ防止対策推進委員会におけるいじめの解消の判断は2要件を踏まえて行う。

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存のいじめ防止対策推進委員会に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

9 いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施する。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止対策推進委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるための情報モラル教育の充実と啓発に努める。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

1 1 学校の取組の周知

自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発する。

- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載や学校便り等で配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

1 2 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が定める学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- 学校いじめ防止対策推進委員会を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

【策 定】

令和2年4月24日

旭川市立緑新小学校 いじめ防止対策推進委員会

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

緑新小いじめ防止対策推進委員会

| | |
|----------|--|
| 朝の会・帰りの会 | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> いらいらして、物にあたる。 |
| 授業の開始時 | <input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。 |
| 授業中 | <input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。 |
| 休み時間 | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人ではぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。 |
| 昼食（給食）時 | <input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。 |
| 清掃時 | <input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。 |
| 放課後 | <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。 |

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気づいたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭・主幹教諭→校長

緑新小いじめ防止対策委員会

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 対応チームの編成及び役割分担
- いじめ認知の判断
- 全教職員による共通理解
- 指導方針や指導方法の決定
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請

| | いじめを受けた児童 | いじめを行った児童 | 周囲の児童 |
|--------|---|---|--|
| 学 校 | <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 | <input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。 | <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。 |
| 家 庭 | <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 | <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 | <input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。 |

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP9参照）

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導體制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 <input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立緑新小学校

TEL 65-0735

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白すると更に状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強が身に入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくいらいらする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「どきっ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達的话题を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 少年団活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

いじめ防止プログラム

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---|---|--|---|--|--|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 -児童、保護者への説明内容の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 -いじめ撲滅運動の計画及び運営 -いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 -アンケートの集計、分析 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の検討 -1学期の取組の点検・評価 -2学期の重点の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 -ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -沼川市生徒指導研究協議会の内容についての選考 -前期の取組についての点検・評価 -いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 |
| 児童 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(1) -児童理解研修① -自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(2) -教育相談の在り方 ※講師：スクールカウンセラー | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(3) -児童アンケートや各種調査結果の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○沼川市生徒指導研究協議会への参加 |
| 家庭・地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり -学習習慣、学習習慣 -基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 -校内の窓口 -「子ども版市長への手紙」 -子ども総合相談センター 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学習活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 -いじめ撲滅宣言 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強化月間① | <ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめに関する実態調査① ○各種調査の実施 -ほっと、Q-U等 ○ネット安全教室の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学習活動・道徳の時間) |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|---|--|---|--|--|--|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 -後期の重点的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 -学校評価における点検項目についての検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -2学期の取組の点検・評価 -3学期の重点の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -学校評価の結果の分析 -いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 -1年生の取組についての点検・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組総会議 -学校評価を確立させ、学校いじめ防止基本方針等の見直し -新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 |
| 児童 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強化月間② | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談② ○児童アンケート調査② ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 -いじめの防止等に関する取組についての点検 ○市教委いじめに関する実態調査② | <ul style="list-style-type: none"> ○学年集会の実施 -いじめ防止に係る取組 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(5) -インターネット上で行われるいじめへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○校下中学校との連携 -進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③ |
| 家庭・地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価委員会 -2学期の取組についての説明 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価委員会 -学校いじめ防止基本方針等の説明 ○保護者との連携 ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価委員会 -1年間の取組状況の報告 -次年度の学校いじめ防止基本方針に関する協議 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 -学校により -参観日 等 |